

宝塚市高齢者日常生活用具給付事業

日常生活用具等給付事業とは・・・

認知症や心身機能低下などのため、日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする要援護高齢者が、安全な生活ができるように介護保険の対象外となる電磁調理器または自動消火器を給付するものです。

●利用対象者 ご自宅で過ごしておられ、下記の条件に該当される高齢者が対象です。

〔電磁調理器〕① 65歳以上の独居高齢者又は高齢者のみ世帯の方

② 火の扱いに不安がある状態であること。

③ ペースメーカーを装着していないこと。

〔自動消火器〕① 65歳以上の独居または高齢者のみ世帯でねたきり状態の方

② 火の扱いに不安がある状態であること

③ 低所得世帯（所得税非課税・生活保護世帯）

※なお、過去5年以内に同事業による給付を受けた方は対象外となります。

●費用負担

〔電磁調理器〕 所得税額に応じて自己負担金があります(裏面参照)。

〔自動消火器〕 なし

●給付内容

〔電磁調理器〕 卓上一口電磁調理器

〔自動消火器〕 天ぶら油消火用簡易装置（取付費用含）

●申請について

申請手続は、地域包括支援センターまたは担当ケアマネジャーを通じて行います。

●申請時必要なもの

① 申請書（地域包括支援センターまたはケアマネジャーが高齢福祉課へ提出）

② フェースシート（火の扱いに不安がある状況が記載されていること）

宝塚市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（抜粋）

日常生活用具自己負担額表

利用者世帯の階層区分		自己負担額 (円)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,000 円以下の世帯	2, 0 0 0
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 5,001 円以上 15,000 円以下の世帯	8, 0 0 0
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 15,001 円以上 40,000 円以下の世帯	1 4, 0 0 0
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 40,001 円以上の世帯	全 額

高齢福祉課より依頼する電磁調理器の価格が約 10,000 円～12,000 円のため

世帯の改装区分が E、F の方は全額自己負担となります。